

令和3年度税制改正のポイント

令和3年度税制改正について解説します。

I 企業関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率を2年延長

資本金1億円以下の法人の年800万円以下の所得金額に対する法人税率を15%（本則19%）に軽減する特例の適用期限が2年延長されます。

適用 令和5年3月31日まで

2 所得拡大促進税制の見直しと2年延長

中小企業が、従業員への給与等を前年度より増加させ、一定の要件を満たす場合、その増加額の一部を税額控除(法人税額の20%が上限)できる所得拡大促進税制について、継続雇用者の概念が廃止され、単純に雇用者給与等支給額(企業全体の給与)が前年度比で増加していれば、本税制を適用できるよう要件の見直しが行われるとともに、適用期限が2年延長されます(所得税についても同様)。

※継続雇用者とは、前期と当期の2期にわたり給与等の支給を受けた国内雇用者をいいます

適用 令和5年3月31日まで

3 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aによる規模拡大を通じた中小企業の生産性向上と、増加する廃業に伴う地域の経営資源の散逸の回避の双方を実現するために、経営資源の集約化(M&A)を促進する税制が創設されます。

具体的には、経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業に対して、以下の3つの措置をセットで適用することが可能になります。

- (1) M&Aの効果を高めるための設備投資減税として、投資額の10%を税額控除又は全額即時償却
- (2) M&A実施後の雇用確保を促す措置として、雇用者給与等支給額を前年度より2.5%以上増加させた場合、その増加額の最大25%を税額控除
- (3) M&A実施後のリスクに備える5年間の据置期間付の準備金を措置。M&A実施時に、投資額の70%以下の金額を損金算入

適用 改正中小企業等経営強化法の施行日から令和6年3月31日まで

4 納税手続のデジタル化に向けた改正

(1) 税務関係書類の押印義務の廃止

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類については、下記の書類を除いて押印が廃止されます(地方税についても同様の改正が行われます)。

- (A) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (B) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

(A) 承認制度の廃止

国税関連書類の電子データによる保存及びスキャナ保存について、事前の承認申請手続が廃止されます。

(B) 優良電子帳簿による保存等を行う場合の過少申告加算税減免制度の創設

訂正等履歴要件、相互関連性要件、見直し後の検索要件を満たす電子帳簿(いわゆる優良電子帳簿)による保存等を行う場合には、その電磁的記録(電子データ)の事項に関して生じた所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正(仮装隠蔽による申告漏れを除く)により新たに納める税額に課される過少申告加算税の割合を5%減免する制度が創設されます。

※その旨の届出書をあらかじめ提出した場合に限る

適用 令和4年1月1日から

5 4月1日から消費税の価格表示は「総額表示」が原則

令和3年度の税制改正ではありませんが、一般消費者を対象とした消費税の価格表示について、これまで誤認防止措置を条件に税抜価格のみの表示を認めていた特例の期限が到来し、4月1日からは、原則として商品等の価格は消費税等を含んだ総額(税込価格)で表示しなければなりません。

※ 総額表示とは、消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際に、消費税額を含めた価格を表示すること

【総額表示の例】 本体価格 10,000 円 + 消費税(10%) 1,000 円の場合

令和3年3月31日までの特例措置	令和3年4月1日からの総額表示
・ 10,000 円(税別価格)	・ 11,000 円
・ 10,000 円(本体価格)	・ 11,000 円(税込)
・ 10,000 円+消費税	・ 11,000 円(本体価格 10,000 円)
・ 10,000 円(表示価格は税別)	・ 11,000 円(うち消費税等 1,000 円)

参照：「事務所通信 令和3年度改正税法特集号」TKC